

北国運協発第5号

令和6年12月25日

北本市長 三 宮 幸 雄 様

北本市市町村の国民健康保険事業の
運営に関する協議会

会 長 大 島 映 一

令和7年度北本市国民健康保険税の税率等（案）について（答申）

令和6年12月25日付け、北こ保険発第237号にて諮問のあったこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

1 令和7年度北本市国民健康保険税の税率等（案）について

(1) 医療分

所得割	7.30%
均等割	38,900円

(2) 支援分

所得割	2.80%
均等割	13,500円

(3) 介護分

所得割	2.20%
均等割	16,100円

被保険者数は年々減少傾向にあり、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行終了後においても、被用者保険の適用拡大などから、今後もさらなる被保険者数の減少及び保険税収入の減少が予想される。また、埼玉県に納める国民健康保険事業費納付金については、近年の医療の高度化等による医療費の増加から、一人当たりの納付金必要額は上昇していくことが想定される。

こうした要因から、保険税率等の改定を行わない場合、国民健康保険特別会計予算の歳入と歳出の均衡を保てず、令和8年度には国民健康保険の健全な財政運営が困難になることから、令和7年度に税率等の改定を行うことは適当であり、埼玉県が提示

する市町村標準保険税率（秋の試算）と照らし合わせても妥当な内容と認める。

なお、今後示される国民健康保険事業費納付金及び市町村標準保険税率の本算定結果を踏まえ、今回の税率等の改定案に対し、所要の調整を加える場合は、本協議会で提出された意見等を十分踏まえ、加入者の保険税負担に最大限配慮した調整を行うとともに、その結果について、本協議会に報告することをお願いします。